

研修会主催者（国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等）の 皆さまにご協力いただきたいこと(2026年9月更新)

- 研修時間等を確認できるよう、研修受講証明書・修了証の発行をお願いします。
- 研修受講証明書・修了証への記載内容については、以下をご確認ください。

研修受講を証明するために、研修受講証明書・
修了証には、下記項目の記載をお願いします。

- ・研修主催者名
- ・研修名
- ・受講者氏名※
- ・受講年月日・期間
- ・研修時間数※※

※受講者氏名は手書きでも可

※※研修時間数は、コマ数（みなし時間）ではなく、実時間で
ご記載いただけますと幸いです。

様式例（参考）

研修修了証

〇〇 〇〇〇 様

〇〇〇〇年度「研修名」を修了したこ
とを証します。

研修時間：〇〇

研修期間：〇〇〇〇年〇月〇日～〇月〇日

（研修日：〇〇〇〇年〇月〇日）

〇〇年〇月〇日（発行日）
公益社団法人 〇〇
会長 〇〇 〇〇〇

公印

研修主催者名

専門看護師・認定看護師・認定看護管理者

認定更新審査における要件

2028年度～

	専門看護師	認定看護師	認定看護管理者
申請資格	公に向けて、筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を2回以上行う*1 ただし、以下の場合、上記と同等とみなす。 - 筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を1回と「30時間の研修受講」を実施した場合*1,*2 - 大学院で専門看護師教育課程の教員を1年以上務めた場合 - 審査対象期間（5年間）における60時間の研修受講*2 ※「研修受講」のうち、12時間までは「自施設外での講師等としての講義時間」を充てることを認める。 【*1：学術集会等での発表・論文掲載についての注意事項】 ◆学術集会等での発表 学会の種類や発表方法は問わない。 発表内容は、専門分野の活動内容に限定しない。 発表内容が抄録等に記載されている場合、以下も申請可能。但し、自施設内発表は認めない。 - シンポジストやパネリスト - 研究会における発表 ◆論文掲載 抄録等に掲載されている場合は、研究会における論文掲載も申請対象となる。 書籍や教科書は論文に該当しない。 自施設内の論文掲載は認めない。 ※同一の演題名での学術集会等と論文掲載両方（複数回）の実績としての申請は認めない。 【*2：研修に関する注意事項】 - 国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修が該当する。 - 申請には「研修主催者名、研修名、受講者氏名、受講年月日・期間、研修時間数」を確認できる受講証明が必要。 - 大学院で履修した単位（時間数）は該当しない。 - 研修あるいは講義時間は、みなし時間ではなく、60分を1時間とする実時間で申請すること。	審査対象期間（5年間）における60時間の研修受講*1 ただし、以下の場合、60時間の研修受講と同等とみなす。 - 認定看護師教育課程の専任教員・主任教員を1年以上務めた場合 - 筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を2回実施した場合*2 - 筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を1回と「30時間の研修受講」を実施した場合*1*2 ※研修受講のうち、12時間までは「自施設外での講師等としての講義時間」を充てることを認める。 【*1：研修に関する注意事項】 - 国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修が該当する。 - 申請には「研修主催者名、研修名、受講者氏名、受講年月日・期間、研修時間数」を確認できる受講証明が必要。 - 大学院で履修した単位（時間数）は該当しない。 - 研修あるいは講義時間は、みなし時間ではなく、60分を1時間とする実時間で申請すること。 【*2：学術集会等での発表・論文掲載についての注意事項】 ◆学術集会等での発表 学会の種類や発表方法は問わない。 発表内容は、専門分野の活動内容に限定しない。 発表内容が抄録等に記載されている場合、以下も申請可能。但し、自施設内発表は認めない。 - シンポジストやパネリスト - 研究会における発表 ◆論文掲載 抄録等に掲載されている場合は、研究会における論文掲載も申請対象となる。 書籍や教科書は論文に該当しない。 自施設内の論文掲載は認めない。 ※同一の演題名での学術集会等と論文掲載両方（複数回）の実績としての申請は認めない。	審査対象期間（5年間）における30時間の研修受講*1 ただし、以下の場合、30時間の研修受講と同等とみなす。 - 認定看護管理者教育課程の専任教員を1年以上務めた場合 - 筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を2回実施した場合*2 - 筆頭での「学術集会等での発表または論文掲載」を1回と「15時間の研修受講」を実施した場合*1*2 ※「研修受講のうち、6時間までは「自施設外での講師等としての講義時間」を充てることを認める。 【*1：研修に関する注意事項】 - 国または医療・看護系の職能団体・学術団体・教育機関等が主催する研修が該当する。 - 申請には「研修主催者名、研修名、受講者氏名、受講年月日・期間、研修時間数」を確認できる受講証明が必要。 - 大学院で履修した単位（時間数）は該当しない。 - 研修あるいは講義時間は、みなし時間ではなく、60分を1時間とする実時間で申請すること。 【*2：学術集会等での発表・論文掲載についての注意事項】 ◆学術集会等での発表 学会の種類や発表方法は問わない。 発表内容は、専門分野の活動内容に限定しない。 発表内容が抄録等に記載されている場合、以下も申請可能。但し、自施設内発表は認めない。 - シンポジストやパネリスト - 研究会における発表 ◆論文掲載 抄録等に掲載されている場合は、研究会における論文掲載も申請対象となる。 書籍や教科書は論文に該当しない。 自施設内の論文掲載は認めない。 ※同一の演題名での学術集会等と論文掲載両方（複数回）の実績としての申請は認めない。